

# かわまた隆の活動報告

もっと咲け桜川市と市民自治

2024年2月 第10号



今号は、住民監査請求の監査結果が、1月11日に出了たので、その報告と新庁舎の新築工事、生産緑地制度について報告します。

また、この活動報告に合わせ、「市政報告、意見交換会」を榎戸議員と一緒に開きますので、是非、ご参加ください。

## 住民監査請求の結果は…結論は却下(調査の必要はない)、棄却(認めない)ですが

先月の9号で、令和4年度に農林課が実施したとする「農産品等プロモーション事業(約420万円)」について、大塚市長らが違法な支出をしており、損害金を桜川市に返済せよ、と請求していることは述べました。

この事業で購入した‘はちみつ、段ボール、米袋、米’はどこに消えたのか、もしかすると、そもそも品物はなく、お金だけが支払われたのか、これを明らかにするための住民監査請求です。

### <監査請求の審査結果の概要…結論は認めないです>

#### (1) 期日のことで一部は審査対象外(却下)です。

住民監査請求は1年以内に行われた不法な行為などの事実が対象です。しかし、マスコミ等に報道されず、知ることができない事情がある場合は、それより前でもよいとされています。

審査結果は、情報公開制度で一昨年の10月25日までは、‘はちみつ、段ボール、米袋’の購入と支払いが済んでおり、私が情報公開請求をすれば開示され、知ることができたはずだ。私たちが審査請求をした昨年の11月16日は、その日(R4年10月25日)から1年以上経過している。それで、この三点の品物は審査対象外であるとなりました。

市長の海外出張ならば、マスコミ報道がなくとも、話題になり、市民も、議員も知ったでしょうが、農林課が米袋を買っているなど、関係職員以外は誰も知りません。住民監査請求をさせたくないという意図がありそうですね。

#### (2) (株)クラセル桜川への「農産品等プロモーション」業務委託(棄却)

(株)クラセル桜川は市が出資した法人で、定款を見ればPR活動に適合する事業が列記されている。PR活動の委託は、「競争入札には適さない」という判断は適切だとして、単独一社の随意契約を認め、私の主張(たとえば、JA北つくばもあるなど)は認めず棄却です。

#### (3) (株)クラセル桜川、(株)A米穀からの米の購入(棄却)

二社で合わせて、27回にも分割しての小分け購入は、米の鮮度を重視したもの。見積書が不要な10万円以下に分割しても、市の財務規則に定めがあるので問題はないと、私の主張(競争入札を逃れるための、意図的な分割は脱法的行為だとする総務省の見解)は認めず棄却です。なお、A米穀の1個900円の米は、3kg入りだそうです。

#### (4) 監査委員の意見…問題点を沢山指摘しています

ア) プロモーション事業の実績報告書は、実績が明瞭とはいえない。

イ) 品物購入で、契約の起票日、検収日(品物を受け取り確認した日)、請求書の受領日、支出命令の起票日が同一であり、日付を意図的に合わせたとの疑念をもたれる。

ウ) 品物の購入では、クラセル桜川に過度に一任した。

### <監査結果についての私の意見>

#### (1) 意図的な随意契約について

何故、随意契約はやむを得ない場合に限っているのでしょうか。随意契約は、縁故あるものとの契約であり、秘密のうちに行われます。公平・公正に行われるべき自治体契約の根本をゆるがすからです。公平・公正と信じられるから役所は信頼されるのです。

#### (2) 監査委員は任務放棄です

私は、この事業がすべて架空、虚偽(うそ)の疑いがあるので、監査委員の権限で、(株)クラセル桜川の帳簿、書類、記録を調べようと思いました。全く調べておらず、市の書類と聞き取りだけで審査しています。調査は簡単です。架空、虚偽(うそ)の事業であるために、調べたくないのでしょう。

#### (3) 同一日に日付を意図的に合わせたこと

27回の米の分割購入は、同一日に二つの文書の決裁を完了しています。一日で約20人の押印が必要です。これは不可能です。つまり、米の購入とは関係なく、支出関係の書類だけを作成し、整え、決裁していることを意味します。さらに、踏み込めば、①米の購入という事実はなく、架空請求でお金だけを支払ったのか、②米はクラセル桜川に納入されるはずですので、農林課の職員はいちいち確認できません。クラセル桜川の社員は請求書だけを農林課に持参したとも考えられます。本来、「ふるさと納税」返礼品のコメ代金はクラセル桜川が支払うべきですが、この請求書を、桜川市に付け回しをしたという構図です。「監査結果」の意図的な同一日という指摘は、ここを調べれば、本当の事実が解明できるという貴重なアドバイスとも理解できます。

#### (4) 損害金が発生していないという指摘

市の書類だけで損害金を証明する決定的な証拠は出てきません。監査委員が架空の事業ではないか、という疑いに近づきながら、クラセル桜川を調査することは避けています。簡単な調査ですが、調査をすれば、「架空であるという事実」がわかりますので。

### <住民訴訟を行います>

2月8日に、水戸地方裁判所下妻支部に訴状を出しました。被告は大塚秀喜市長などで、違法な支出を行わせたので、その損害の全額賠償を求めています。勝訴しても損害金は桜川市に入ります。ご支援をお願いします。詳しくはHPをご覧ください。

## 新庁舎建設工事について…何故か、入札公告が出たり入ったり

私は、新庁舎について、機能的で市民の方々が使いやすく、そして、筑波山から雨引山までの里山の四季折々が楽しめる「市民のシンボル」となるよう望んでいます。

### <新庁舎建設費の動き>

次のような事業費の動きがありました。

	R3.6 計画時	R5.9補正予算時	R5.12補正予算時
面積	7,900㎡	8,292㎡	同 左
総事業費	51.6～56.6億円	73.9億円	76.1億円
新庁舎工事費	41.4億円	61.0億円 (31.4%増)	63.2億円 (+2.2億円)

12月市議会の最終日(12月9日)には、K議員から「建設費の増額で、抜本的な見直しが必要だ」、I議員からは「建設費を更に圧縮して建設すべきだ」、市長からは「最後の機会であり、是非、建設させてほしい」との答弁があり、増額補正が可決されました。

### <入札公告の出入りは、何を意味しているのでしょうか>

12月12日に入札の公告(予定価格:約59億円)→1月5日に公告の取り下げ→1月19日に再度の入札の公告(予定価格:約57.5億円)です。1月26日に議員の全員協議会がありました。説明では、「現在の和庁舎東側(市長室などがあるところ)の改修工事は大部分を取りやめ、屋上防水などの一部工事にして、約1.5億円を浮かす」というものです。12月9日の質疑を踏まえて検討した結果とのこと。これは、信じるのが無理な注文です。何故、議会終了直後の12日に公告を出したのか。何故、一部工事をやめ、1.5億円少なくすれば、工事業者が参加しやすくなるのか。これからは推測が入りますが。

### <建設工事費の値上がり…地元対策費の余裕はないのだ>

資材や人件費が値上がりし、工事業者は利益率の高い建設工事しか参加しない、市には厳しい状況のようです。そこで、12月補正で2.2億円を追加しました。また、令和8年度までの継続工事ですので、64億円の継続費補正(5～8年度の各年度の工事費、監理費)の予算も議決しました。私は、26日の「全協」で、工事費を1.5億円減らすならば、予算である継続費も1.5億円減らすべきだと述べましたが、継続費は減額しないとの答えです。変ですよ。子どもに950円の買物を頼み、千円渡して50円は返さなくともいいよ、と言っているのです。

この地域の風土、土地柄は地元の関係者に一部を還流すると言われていています。少なくとも、そのよううわさは耳にします。そのうち、設計変更、変更工事で1.5億円は消えるのではと心配です。私たちは変更工事がないよう監視するしかありません。「応札する業者が出やすくなるのではないか」というものです。」とのこと。まさにその通りでしょう。少なくとも、このような疑念を持たせる入札公告の出し入れです。今後、注目していきます。

## 生産緑地制度について

「宅地並み課税」をご存じですか。昔の言葉ですが、思い出してください。桜川市は昭和52年頃(1977年、47歳の方が生まれた頃)、市街化区域と調整区域に分ける「区域区分」が行われました。この時、将来の人口増加や街の発展を期待して、農地であっても市街化区域に指定したところがあります。大和の本木・大曾根、岩瀬の大月・稲などです。

### <固定資産税は一般農地の約20倍です>

桜川市には、市街化区域内農地が約116haあります。この農地は宅地になるべきだとして、一般農地の約20倍の固定資産税がかかります。一般農地ならば、坪2～3円ですが、市街化区域内農地は37円～62円です。農地転用で宅地にする場合は有利ですが、農地のまま耕作するには小作代にもならず、税金で収益はなくなります。

人口が大幅に減少し、開発や宅地化の見込みはないでしょう。にもかかわらず、税金だけは宅地並みというのは許せません。正義に反します。市街化調整区域へ、いわゆる逆編入(逆線引き)ができればよいのですが、茨城県の頑固な方針もあり、これはほぼ不可能です。

### <生産緑地の指定で農地評価の固定資産税になる>

この問題は、50年前から国でも議論され、「生産緑地制度」という「地区計画」ができています。全国で117km<sup>2</sup>、県内でも常陸太田市など9市町で85haが指定されています。遅まきながら、桜川市でも生産緑地の指定を行い、農村らしい「緑・農地機能」を保全すべきと考えますが、いかがでしょうか。

## 市政報告、意見交換会

2月24日(土) 午後1時30分～  
大和ふれあいセンター シトラス 2階レッスン室

榎戸議員(0296-76-1362)と共同で、令和6年度予算案、新庁舎などについての市政報告、意見交換会を開催します。会場の都合で事前にご一報願います。

\*引き続き、桜川市の課題や市議会活動を報告します。ご意見や市政の調査要望など、ご連絡下さい。

〒309-1231 桜川市本木1448 川股 隆  
E-mail: kawamata27takashi@gmail.com  
電話: 0296-58-7034  
HP: kawamata-takashi.sakuraweb.com



かわまた隆  
公式サイト



※このチラシは再生紙を使用しています